

意見書第5号

国民健康保険の県単位化に伴う公正公平な制度設計を求める意見書

上記の議案を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定に基づき別紙のとおり議決を求める。

平成29年9月22日提出

提出者

香芝市議会議員

福岡憲宏

賛成者

香芝市議会議員

北川重信
河杉博之
中川廣美
細井宏純
関義秀
中村良路
森井常夫
中山武彦
下村佳史
上田井良二
筒井寛
中谷一輝
鈴木篤志
芦高清友

## 国民健康保険の県単位化に伴う公正公平な制度設計を求める意見書

現在の日本国が直面する問題として急増する社会保障費があり、地方公共団体においても、扶助費に代表される社会保障費もこの動きに連動し増額の一途をたどる状況にある。地方公共団体では、標準財政規模が拡大するなか、普通地方交付税を含めた歳入が伸び悩み、住民への自由財源とされる留保財源が法令等に規定される義務的事務の経費として支出せざるを得ない事態に陥っている。その環境において、国民健康保険の都道府県単位化の制度準備が行われ、奈良県の国民健康保険料算定では、所得水準を参考にした制度設計が進んでいる。

これまで香芝市においては住民の健康増進施策に全力を尽くし、国民健康保険特別会計に野放図に一般財源を繰入ることなく、香芝市民全員の努力により医療費を抑え、健全な国民健康保険運営を行ってきた。

しかし、現在、奈良県が行う保険料算定を含む制度設計に関しては、香芝市の国民健康保険事務及び市民の保険料負担額の将来について不利に作用することが懸念されることから、より一層の公正公平な制度設計を要望する。

### 記

1. 保険料算定に関し奈良県からは、「標準保険料率の算定にあたっては、市町村ごとの医療費水準は考慮せず、所得水準を参考に算出する。」と説明がなされたとのことであるが、保険料算定に医療費水準を組入れた算出を行うこと。
2. 激変緩和措置の財源は、公平性の観点から法定外繰入による影響（増額抑制）分には適用せず、保険料が上昇する全ての市町村に措置すること。
3. 国民健康保険団体連合会で新たに発生する経費については、その妥当性の検証について市町村での市民への説明責任に耐えうる環境の整備を行うこと。また、事務の共同化に伴う同連合会への追加経費負担や人的支援は最小限に止めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月22日

奈良県知事 様

奈良県香芝市議会